

# 『戦後日本の地域政策と新たな潮流 —分権と自治が拓く包摂社会—』

その論点と展望を検討する

鈴木 誠

愛知大学地域政策学部

## 報告の背景と目的

- \* 東海自治体問題研究所が、2023年に創立50周年を迎える。
- \* そこで、この50年間（1970年から2020年）の東海地域の変化を振り返り、これからの維持可能な東海地域づくりに向けた展望を明らかにするための調査研究事業に取り組む。
- \* 本日の報告は、維持可能な東海地域という「社会目標」と、社会目標の実現に向けた政策課題を考える機会、探求を始動させることを目的とする。
- \* 筆者の近著をヒントに、上記にかかわる論点、政策的展望を提起する。



2年がかりで市民自治会議で審議策定した「市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の本

# 本書の目的

本書の目的は、わが国における地域政策の実態を、第二次大戦直後から現代に至る時間軸に沿って多角的に検証し、従来の地域政策の限界を明らかにするとともに、(a)今後わが国が直面していく多様な地域課題を想定し、(b)地域課題に対峙する上で必要不可欠な新たな地域政策の諸条件を明示することにある。



- (a)想定される地域の生活・産業課題とは何か。その特徴とは何か。
- (b)地域課題の改善・解消の先にある維持可能な東海地域とはどんな社会か。どのような参加条件、自治の条件をもつ社会か。

## 地域政策概念に見る政府の一貫した意思

日本における地域政策は、国土の基本的課題として描かれた「地域格差」を是正するための様々な国土計画的施策の総称として用いられてきた。地域政策という概念は、それ自体明確な定義はない。それだけに、時代ごとの国土計画が目指した目標を達成することを使命とし、国土の特定地域を対象に政府・自治体が予算措置し、産業・社会資本・エネルギー・医療福祉など様々な分野の行政施策を行っていく際に利用されてきた。一言でいえば「政府による地域統治の概念」であった。

第1部で論証（第1章から4章）、第2部で事例分析（第5章から第8章）

閣議決定	国土計画名	目標と課題	開発方式
1962年10月5日	全国総合開発計画 (池田内閣)	目標：地域間の均衡ある発展、課題：①都市の過大化防止と地域格差の是正、②自然資本の有効利用、③資本、労働、技術等の適切な地域配分	拠点開発構想
1969年5月30日	第二次全国総合開発計画 (佐藤内閣)	目標：豊かな環境の創造、課題：①自然との調和・保護・保存、②開発可能性の全国土への拡大均衡、③地域特性を生かした開発整備、④安全・快適・文化的環境条件の整備保全	大規模プロジェクト構想
1977年11月4日	第三次全国総合開発計画 (福田内閣)	目標：人間居住の総合的環境整備、課題：①居住環境の総合的整備、②国土の保全と利用、③経済社会の新しい変化への対応	定住構想
1987年6月30日	第四次全国総合開発計画 (中曽根内閣)	目標：多極分散型国土の構想、課題：定住と交流による地域活性化、②国際化と世界都市機能の再編成、③安全質の高い国土環境	交流ネットワーク構想
1998年3月31日	新たな全国総合開発計画 (五全総) (橋本内閣)	長期構想：一極一軸型から多軸型国土構造へ、目標：多軸型国土構造形成の基礎づくり、課題：世界に開かれた国土形成等	参加と連携
2008年7月4日	国土形成計画 (福田内閣)	目標：一極一軸型の国土構造の是正、課題：①広域的な地方計画区域等の広域ブロックが東アジア等と交流・連携等	広域ブロックの自立的発展
2015年8月14日 <期間2015-2025>	第2次国土形成計画 (安倍内閣)	目標：国土の均衡ある発展、課題：①急激な人口減少・少子化、②巨大災害の切迫、③ICTの進展等	対流促進型国土の形成

## しかし、地域政策概念の転換がはじまる・・・

地域政策という概念は、中央政府による地域統治のための国土計画的施策の段階から、次第に大きく変容していく。その重大な転機となったのが、①2000年4月の地方分権一括法（正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）の施行にある。

だが、地域政策をめぐる概念を、より一層大きく変容させたのは、②国土計画的施策の実施が地域社会にもたらした矛盾にある。この矛盾を克服するため、地域に多様な主体が誕生し、協力し合い、行政の支援協力も得ながら地域課題の解決を果たしていく実践が、地域政策の新たな枠組みの構築に寄与。

### 検証課題

地域政策という概念は、地方分権改革と住民自治活動を梃子に、政府が主導して地域課題の解決を図り経済社会の安定や国際協調をめざした「地域統治のための概念」から、分権と自治を通じ、地域の多様な主体が協働し、地域課題の解決を果たし、社会目標の達成を目指す「地域協治（ガバナンス）の概念」へと大きく転換してきた。

第3部で論証（第9章から第12章）

## 第1章 国土計画論における地域政策の位置と課題

ねらい

この章では、政府の行政行為として構想策定され、実施に移されてきた国土計画の目的や方法を中心に検証。政府の国土計画は、戦前・戦時期、日本本土を離れ、中国・台湾・朝鮮半島など旧日本帝国が植民地化した広大な地域を対象化。戦前・戦中期に構想策定された国土計画や国土計画的施策は、戦後復興を急ぐ政府の国土計画へと連続性をもって反映され、戦後の地域統治のための国土計画、そして国土計画的施策として機能。この全体像を第1章で検証し、地域政策が、国土計画に基づく地域社会の国家統治制度、安定装置として機能してきたことを示している。



### 第1章 国土計画論における地域政策の位置と課題

- 1 大東亜と国防国家の建設
- 2 過大都市抑制と地方工業立地政策
- 3 GHQ及び経済安定本部主導による国土計画の策定
- 4 地域的不均等発展と国土計画
- 5 地域格差の是正を目標とした戦後の全国総合開発計画
- 6 国土計画論にみる課題と方法

## 第2章 都市計画論における地域政策の課題

ねらい

本章では、国土計画を上位計画としてきた戦後日本の都市政策の課題・限界を検証。都市政策の中でも特にわが国の都市計画は、中央集権的な経済計画や国土計画を上位計画としながら国土計画の基本目標の実現、基本的課題の解決を目指す地域政策として機能。

その実態を、大都市や地方都市のインフラ整備、産業再配置による工業都市化、地方都市整備、都市再開発を取り上げ示している。

## 第2章の構成

### 第2章 都市計画論における地域政策の課題

- 1 国土計画に先行する都市計画の誕生
- 2 GHQ の対日政策と地方の窮乏化、都市計画の国家事業化
- 3 「多様な公的主体」による大規模都市開発のはじまり
- 4 過大都市政策の論理とコミュニティ論の登場
- 5 政府・産業界の投資がつくる「都市」と住民自治の「まち」

## 第3章 コミュニティの制度化にみる地域政策の課題

ねらい

本章では、国土計画や都市計画が地域社会にもたらした「社会的歪み」を検証し、この「社会的歪み」を克服していく名目で政府が導入したコミュニティ政策を取り上げ、その限界を明らかにする。さらに、その限界を克服しつつ、地域の中から分権社会システムの構築と住民自治を柱としてコミュニティを再構築していく新たな地域政策の諸条件を試論している。

## 第3章の構成

### 第3章 コミュニティの制度化にみる地域政策の課題

- 1 地域の変化と地域開発政策への期待
- 2 経済的側面からみた地域の自治と自立論
- 3 住民自治による地域ガバナンスの始動
- 4 地域ガバナンスの主体形成とコミュニティ政策
- 5 地域ガバナンスによる地域政策の条件とは

## 第4章 地域経済学における地域政策の課題と方法

ねらい

本章は、島恭彦「地域的不均等発展論」、矢田俊文「地域構造論」、玉野井芳郎「地域主義論」、丸山真人「多元的経済社会論」、宮本憲一「内発的発展論・容器の経済学」、重森暁「人間発達型地域づくり論」、中村剛治郎「脱新自由主義国家の地域経済システム論」、岡田知弘「地域内再投資論」の論点を検証。現代の地域政策の課題と方法を探る。

現代の地域政策は、中央集権体制下での地域統治を目的に、地域格差の是正を図り、グローバル経済を担う地域づくりの装置であってはならない。国土に広がる多様な自然的・文化的・経済的特性を活かし、持続可能な地域経済を目標とした地域政策へと転換しなければならない。

## 第4章の構成

### 第4章 地域経済学における地域政策の課題と方法

- 1 資本の投資戦略と地域的不均等発展
- 2 経済の地域的分業と地域政策
- 3 地域主義論と生命系社会・産業の形成
- 4 内発的発展論と人間発達型地域づくり
- 5 脱新自由主義的国家の地域政策と新たな地域経済システム
- 6 地域内再投資力を形成する地域政策－その主体と方法－

## 第5章 戦後日本の国土開発・国土計画

ねらい

本章では、第二次大戦後直後から現代の第7次におよぶ国土計画の政治経済的背景、計画目標、開発方式など国土計画の論点を示す。その上で、各国土計画が示す計画目標を達成する目的で導入された地域政策を地域産業政策の面から取り上げ、特徴と限界を総括。

### 第5章 戦後日本の国土開発・国土計画

- 1 水資源開発政策の構想と現実
- 2 所得倍増と太平洋ベルト地帯構想
- 3 第二次全国総合開発計画と巨大開発プロジェクト
- 4 地方の時代と三全総
- 5 多極分散型開発とネットワーク形成
- 6 アジア通貨危機下での多軸型国土開発
- 7 人口減少時代の対流型国土形成



## 第6章 地域開発政策の構想と実際

ねらい

本章では、第1次から第4次までの全国総合開発計画と連動し、地方公共団体が事業主体となって展開してきた地域産業政策を総括し、その矛盾点を示す。具体的には、国土総合開発法下の特定地域総合開発計画および全総下でのダム開発に代表される水資源開発政策の構想と方法、全総下・新全総下での重化学工業化政策と拠点都市開発、三全総下での先端技術開発政策によるテクノポリス構想、四全総下でのリゾート開発構想を取り上げ、政府主導の地域産業政策の限界とその理由について明らかにする。

### 第6章 地域開発政策の構想と実際

第6章の構成

- 1 水資源開発政策の展開と矛盾
- 2 重化学工業化政策と拠点都市開発
- 3 先端技術産業化とテクノポリス構想
- 4 規制緩和とリゾート構想

## 第7章 重化学工業化時代の大都市沿岸開発

—桑原幹根愛知県政の名古屋南部重化学工業化政策を素材として—

ねらい

本章では、愛知県知事を6期24年努めた桑原幹根愛知県政による「名古屋南部重化学工業化」政策の構想と現実を検証する。

関東と関西に挟まれる中で独自の都市経済圏の確立を模索し続けてきた中京工業地帯で、桑原幹根の地域計画構想に依拠し、独自の産業構造高度化論を構築し、地域開発と地域産業政策を展開してきたのが愛知県であった。そして、中京工業地帯の中核をなす愛知県の産業構造高度化政策の中核的プロジェクトが「名古屋南部臨海工業地帯の重化学工業化政策」であった。

国の財政支援を受けつつ地元の産業界と行政が一体となって推し進めた名古屋南部臨海工業化政策に見る高度成長期の地域政策の本質とについて明らかにしている。

## 第7章の構成

### 第7章 重化学工業化時代の大都市沿岸開発

— 桑原幹根愛知県政の名古屋南部重化学工業化政策を素材として —

- 1 朝鮮特需と臨海工業地帯分散構想
- 2 名古屋南部臨海工業地帯の形成史
- 3 桑原愛知県政の重化学工業化計画
- 4 名古屋南部臨海工業地帯の造成段階
- 5 工業用地の造成・分譲と埋立事業会計
- 6 工業用水の整備
- 7 鉄鋼電力主導型コンビナートの始動
- 8 東海製鉄と自動車産業
- 9 鉄鋼コンビナートの形成
- 10 鉄鋼コンビナートへの電力供給
- 11 化学・繊維コンビナートの萌芽
- 12 南部臨海工業地帯形成下の地域社会

## 第8章 沿岸漁業の新規就業動向と参入阻害要因

### —水産王国・愛知の変容—

ねらい

本章では、名古屋都市圏が重化学工業化政策によって地域産業構造を著しく高度化させていく過程で顕在化した諸矛盾を、沿岸漁業および漁場環境の変容過程に見出す。

名古屋臨海工業地帯の地先海域に広く展開する伊勢湾と、伊勢湾つながる閉鎖性海域の三河湾の沿岸地域には、わが国有数の優良漁場が集積し、漁業・水産業をはじめ観光産業や港湾産業の一大集積地域を形成。だが、急速な重化学工業化投資や港湾開発の中で、多様性に富んだ漁場環境と沿岸産業は姿を消し、沿岸地域の産業空洞化が進行。その実態を示す。筆者が愛知県内のほぼすべての沿岸漁業協同組合を訪問し、漁協関係者等へのヒアリング調査に基づき分析。

## 第8章の構成

### 第8章 沿岸漁業の新規就業動向と参入阻害要因

#### —水産王国・愛知の変容—

- 1 変容する水産王国・愛知の漁業
- 2 愛知の漁業生産力を支える漁船漁業
- 3 愛知の漁業者が直面する経営課題
- 4 漁業後継者が育ちにくい理由
- 5 所得以外に若者が漁業を継がない理由

## 第9章 グローバル社会の深化と地域政策の課題

ねらい

本章では、新たな地域政策の基本的考え方や政策条件を提起する。特に、中小企業家・同団体、協同組合、NPOなど地域の産業主体が互いに協力連携し、地域の公共的課題の解決に参加し、地域の将来像の実現に責任を果たす重要性と方法に言及。

新たな地域政策、特に地域産業政策は、**住民自治**、**地域自治**、**産業自治**という3つの自治が相乗することで、災害やグローバル経済の危機に対しても回復力・復興力（レジリエンス）を備えた社会を導く原動力となり得る。

# 第9章の構成

## 第9章 グローバル社会の深化と地域政策の課題

- 1 経済のグローバル化と地域社会・地域経済
- 2 今、なぜ地域経済政策を問い直すのか
- 3 住民、中小企業、自治体の協働による地域産業政策
- 4 地域内への分権と自治に基づく地域産業政策
- 5 中小企業振興基本条例を根拠とした地域経済再生への挑戦
- 6 3つの自治が相乗した地域産業政策

中小企業振興基本条例一覧（理念型条例・総合政策型条例のみ）

	2012	「安城市中小企業振興基本条例」		
		「愛知県中小企業振興基本条例」		
		「高浜市産業振興条例」		
	2013	「名古屋市中小企業振興基本条例」		
		「知立市中小企業振興基本条例」		
	2015	「大府市中小企業の振興でまちを元氣条例」		
愛知		「常滑市中小企業振興基本条例」		
		「豊田市小規模事業者振興基本条例」、		
		「新城市地域産業総合振興条例」		
	2016	「小牧市中小企業振興基本条例」		
	2017	「東海市中小企業振興基本条例」、		
		「刈谷市中小企業振興基本条例」		
	2018	「みよし市中小企業及び小規模事業者振興基本条例」		
		「犬山市産業振興基本条例」		
	2019	「尾張旭市小規模企業・中小企業振興基本条例」		
	1998	「中津川市中小企業の振興に関する基本条例（改正）」		
		→2017年「中津川市中小企業・小規模企業振興条例」		
	2009	「高山市産業振興条例」		
	2014	「みんなでやらまいか！郡上の元氣・やる氣条例」		
	2016	「岐阜県中小企業・小規模企業振興条例」		
		「七宗町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「白川町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「川辺町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「東白川村小規模企業振興基本条例」		
岐阜	2017	「御嵩町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「恵那市中小企業・小規模企業振興条例」		
		「瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「本巣市中小企業・小規模企業振興条例」		
		「北方町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「坂祝町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「富加町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		「八百津町中小企業・小規模企業振興基本条例」		
		2018	「岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例」	
			「多治見市中小企業・小規模企業振興条例」	
		「海津市中小企業及び小規模企業振興基本条例」		
三重	2005	「三重県地域産業振興条例」		
	2014	「三重県中小企業・小規模企業振興条例」		

注）中小企業家同友会全国協議会2019年5月調べ

## 第10章 閉鎖性内湾の開発不利益と沿岸漁業政策の展望 —沿岸域管理のための地域政策論—

ねらい

本章では、地域の自立的発展を促すための地域政策的条件に言及。そこで、そのモデル事例として、三河湾を取り上げる。深刻な水質汚濁による漁場環境の悪化、漁場環境の悪化に伴う漁業資源の枯渇、漁業資源の枯渇による沿岸漁業・水産業の衰退が、三河湾で起きている。この現状を自然的・産業的に証明し、環境再生と産業振興を両立させた総合的な沿岸域管理政策としての地域政策の諸条件を試論。

愛知県では環境部・農林水産部・建設部が合同で2008年から3カ年におよぶ三河湾再生のための総合的研究に取り組み、「三河湾里海再生プログラム」を完成。現在、その主要施策には沿岸漁業者も積極的に参加し、漁場環境の回復にむけた努力を続けている。

今後は、地域産業に関わる部局が連携し、愛知県中小企業振興条例制定の経験を活かし、新たに市民・消費者団体・漁業者・漁協・県漁連・水産行政・河川流域の市町村行政が一同に介し、協力・提携して内湾環境の再生を視野に置いた三河湾の内湾並びに沿岸、さらに流域の管理を含めた「沿岸域自治」体制を構築することが必要。その第1弾が「三河湾沿岸域管理条例」である。

同条例によって、当面は三河湾の開発を規制し、漁場環境の回復をはかりながら漁業・水産加工業、漁協の振興を最優先する。そのうえで、漁場環境の回復に負荷のない定住環境を沿岸域に整備していく。



## 第10章の構成

### 第10章 閉鎖性内湾の開発不利益と沿岸漁業政策の展望

#### —沿岸域管理のための地域政策論—

- 1 臨海部開発と沿岸域管理
- 2 内湾の水質悪化と物質循環の変容
- 3 三河湾の環境改善の目標と方策
- 4 藻場・干潟の維持回復と海水のろ過促進
- 5 沿岸漁業再生をめぐる地域産業政策の意義

## 第11章 開発不利益と地域自治政策

—長野県阿智村の社会環境アセスメント政策の意義—

ねらい

本章では、リニア中央新幹線開発計画が地域社会に与える負の効果を社会的経済的観点から予測し、地域社会の自立的発展の枠組みの中でリニア開発計画のあり方を提示。長野県下伊那郡阿智村で、JR東海（東海旅客鉄道）が開発準備を進めるリニア中央新幹線開発計画を事例に取り上げ、阿智村の自立的発展の枠組みの中で見直すべきリニア開発計画を、筆者らが行った社会環境アセスメントの成果をもとに示す。その結果として、社会環境アセスメント自体が、維持可能な地域づくりの政策手法であることを示す。

## 第11章の構成

### 第11章 開発不利益と地域自治政策

#### —長野県阿智村社会環境アセスメントの事例—

- 1 社会環境アセスメントに至る経緯
- 2 検討範囲の絞り込みと調査方法
- 3 交通関係調査による影響
- 4 花桃の里アンケート調査の結果
- 5 阿智村住民アンケート調査
- 6 国道および村道の沿線住民ヒアリング調査
- 7 昼神温泉経営者および国道沿線事業者ヒアリング調査
- 8 社会環境アセスに際し留意すべき事項  
—村議会報告、清内路地区計画及び清内路振興協議会中間答申—
- 9 社会環境保全型地域政策の視座

# 群馬県 清内郡 伝統野菜

**清内郡の伝統野菜**

清内郡には、古くから栽培されてきた伝統野菜が数多くあります。これらの野菜は、独特の風味と栄養価を兼ね備えています。近年、都市部の食生活の変化や生産者の高齢化により、生産が減少傾向にあります。地域住民と関係機関が連携し、伝統野菜の生産と消費の促進に取り組んでいます。

**伝統野菜の種類**

- ナス
- 人参
- ピーマン
- ピーチ
- アスパラガス
- アサゲ
- アサゲ
- アサゲ

**生産者インタビュー**

伝統野菜の生産者たちは、自然の恵みを大切にし、丁寧な栽培を行っています。地域の特産品として、誇りを持って生産しています。

**消費の促進**

地元の市場や直売所、レストランなどで伝統野菜を販売しています。また、学校や企業への提供も積極的に行っています。

リニア中央新幹線の地下工事によって阿智村清内路地区では約10年間、最大920台（12時間）の大型ダンプが通行。伝統野菜の生産と日常生活の継続が困難、住民流出が予測されている。…鈴木誠と阿智村の共同による社会環境アセスメント結果より（詳細は参考文献で紹介）

## 第12章 都市内分権と分散型地域自治による地域政策

—地域自治区改革の今日的意義を検証する—

ねらい

本章では、分権と自治の論理が貫く新たな地域政策の主体として、地域自治区を取り上げる。平成の合併を推し進める政府の方策として地方自治法に位置づけられた地域自治区が、都市内分権と分散型地域自治を原理とする地域政策の経験を経て、新たな時代の地域政策主体として可能性を持ち始めている。地域自治区の運営と事業を経験した住民が地域運営組織をつくり、持続的・自律的な経済の形成を導きつつある。地域では少子高齢化、人口減少社会、産業空洞化が加速し、国土計画的には格差で疲弊し消滅の危険性をもつ。しかし、この社会状況下における地域自治区の地域政策は、地域政策が目指すべき社会目標、政策主体と方法を探る上で重要なヒントを与えてくれる。

## 第12章の構成

### 第12章 都市内分権と分散型地域自治による地域政策

—地域自治区改革の今日的意義を検証する—

- 1 地域自治区とは何か
- 2 地域代表機関に向けての始動
- 3 地域自治区導入10年を経ての内発的改革
- 4 まちづくり活動支援制度の進化と地域の自立化
- 5 地域自治区による産業自治政策の展望
- 6 産業自治のインキュベート機能

# 中部地方の主な地域自治区制度

(恵那市は現在条例上の地域自治区)

	上陸市	恵那市	豊田市	新城市
概要	973.61㎢	504.19㎢	918.47㎢	499㎢
面積	195,616人	51,629人	483,722人	47,880人
地縁組織	町内会	自治会	自治区(地区区議会)、 地区コミュニティ会議	行政区
連合組織	町内会長連絡協議会	自治連合会	地区コミュニティ協議会	地区
組織名	地域協議会	地域協議会	地域会議	地域協議会
施行期日	2005年1月	2005年4月	2005年10月	2013年4月
委員数	12人から20人まで	30人以内	20人以内	12人から27人
選任方法	個人の公募公選	自治連合会等の地域の 公共団体、議員を有す る者、公募等	区長会、地区コミュニ ティ会議、各種団体、 公募等	行政区、各種団体、公 募等
設置数	26	13	28	10
予算的特徴	地域自治区ごとの配分 予算内で、各団体に補 助金交付	地域自治区ごとの配分 枠内で運営委員会に対 し交付金、補助金を交付	地域自治区ごとの配分 枠七位でわくわく事業 (補助金)、地域予算を 運用	地域自治区ごとの配分 枠内で地域活動交付金、 地域予算を運用
関連条例	自治基本条例 地域自治区条例	地域自治区条例	まちづくり基本条例 地域自治区条例	自治基本条例 地域自治区条例 石巻条例 石巻議会条例 地域産業総合振興条例
人口	2017年3月1日現在	2017年2月1日現在	2017年3月1日現在	2017年3月1日現在

### 住民意識の喚起

- ① 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン・地域デザイン・地域計画の策定
- ② ワークショップを通じて若者など住民が意欲的に参画・合意形成に協力

### 組織・団体を設立

- ① 地域住民が主体となった地域課題の解決に向け、多様な活動に取り組む「地域運営組織」の設立
- ② 地域計画に基づき、住民や地場企業との役割分担を意識し、活動に取り組む

### 取組みの実行

地域運営組織が中心となり、地域に必要な事業を実施

#### 生活サービスの維持確保

- ① ガソリンスタンドの運営
- ② 介護サービス、放課後児童クラブ
- ③ 過疎地・福祉有償運送など移送

#### 地域での仕事・収入の確保

- ① 農産物生産、加工品製造、販売所運営
- ② 道の駅レストラン運営
- ③ 古民家再生と民泊運営

生産

地消地産

消費

分配

地区防災計画を策定し、  
計画の主体としても機能





## 新たな時代の地域政策が目指す社会目標

本書では、以上の考察を通して、新たな時代にふさわしい地域政策の政策目標と政策課題を検討。その政策目標を「包摂社会」と設定。

- ①グローバル化に伴う社会的・経済的リスクに、地域社会は翻弄（国際収支黒字の代償、感染症による医療崩壊）
- ②大規模自然災害の頻発による地域社会の共同生活条件の喪失（若年人口・子育て世帯の流出）
- ③ワーキングプア（働いても所得が貧困基準以下）や長時間労働による家族、近隣、福祉行政との断絶、子どもの貧困

誰もが人間らしい生活（特に医・食・住）を営む機会を失うことなく、地域コミュニティや公的福祉の機会と遮断されることのない生活環境（包摂社会）を、自治体の地域内分権とともに住民自治・地域自治・産業自治の結合によって満たしていくことが、現代の地域政策の課題

## 2040構想に翻弄される地域社会にどう立ち向かうべきか

- ①「スマート自治体」への切り替え
  - ・2040年を目標年にAI（人工知能）やロボティクスを活用し実現
  - ・それに伴い、自治体職員を半減、自治体行政の「標準化」「共通化」で自治体統合を促進（議会審議を要する市町村合併を避け、広域行政運営を拓く）
- ②自治体を公共私協力関係の構築者（プラットフォームビルダー）へ切り替え（行政は監督者・協力者、サービス業務の運営権は国内外の民間へ）
  - ・総合行政の担い手としての自治体のあり方を放棄（大部分の業務運営を民間開放）
  - ・公共サービスのシェアリング化（行政とシェアリングエコノミー協会が連携し共同化推進）
- ③圏域マネジメントと二層制の柔軟化
  - ・市町村、都道府県の二層制を超えた圏域行政体の確立
- ④東京圏域自治体のプラットフォーム化（東京と近隣自治体とのつながり強化）
  - ・首都圏一体化による介護、医療サービスの広域化
  - ・首都圏一体化による帰宅難民対策としての広域行政化

## 2040構想の推進力＝政府に対する未来投資会議の提言（2016年9月に会議設置）

### ①未来投資会議とは

- ・将来の経済成長に資する分野における投資を官民が連携して進め、未来への投資の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るための司令塔として開催される会議。安倍首相を議長とし、国務大臣や有識者が参加。産業競争力会議と未来投資に向けた官民対話を統合し会議設置。

### ②「未来投資戦略2018」では

- ・第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society 5.0」を本格的に実現するため、新たな仕組みの導入を図る。

### ③Society5.0とは・・・4本柱推進によって実現する社会の姿

- ・IoT、ロボット、AI（人工知能）、ビッグデータなど先端技術をあらゆる産業活動や社会生活に取り入れ、経済成長と社会的課題の解決を両立させる新社会の仮称。
- ・ドローンによる宅配、AI家電、遠隔診療、介護用ロボット、無人トラクター、清掃ロボット、会計クラウド、自動走行バスなど。

### ④未来投資会議構造改革徹底推進会合での論点

- ・「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定から同戦略2016まで）に基づく構造改革等の成長戦略の総ざらいを行い、成長戦略の更なる深化・加速化を図るため、個別の議題について分野別に集中的な調査審議を行う会合。
- ・第4次産業革命、企業関連制度・産業構造改革・イノベーション、健康・医療・介護、地域経済・インフラ（水道など）など4分野で協議中。さらに、PPP・PFI、大学改革、農林水産業、中小企業・観光、インフラ（水道等）の分科会を設置。公共サービスや規制の構造改革を推進し、国際市場競争による公共サービスの産業化を実現

# 自治体戦略2040構想に翻弄される自治体と地域社会

## ①「公共施設等総合管理計画」の加速化

- ・公共施設の削減と管理方法の標準化や共有化を進め自治体統合による道州制導入後の効率的管理を民間活力で推進。

## ②公共サービスの民間開放、市場開放

- ・2018年、卸売市場法・水道法を改正。後者は市場や水道の運営権を国内外の多国籍企業に販売する民営化政策（コンセッション方式という）。
- ・静岡県浜松市では、上水道の運営権売却（民営化）を検討（浜松市は2018年4月、全国初となる下水道（西遠処理区）のコンセッション方式（\*事実上の民営化）を導入し、「浜松ウォーターシンフォニー」（フランスの水メジャー企業『ヴェオリア』日本法人を中心とした企業グループ）と契約。その後、上水道への同方式の導入を計画。しかし、導入は延期）。
- ・2019年12月宮城県が上下水道・工業用水の民営化を決定（みやぎ型管理運営方式として22年1月開始）。

## ③2018年はさらなる民営化を加速

- ・種子法廃止で種子の開発と保護を政府が放棄。
- ・森林経営管理法制定や漁業権改正で国内外資本に市場開放（TPP等の一環）。

## ④AIを活用した行政ヘシフト

- ・BPR手法を活用した自治体のICT化・オープン化・アウトソーシング化を国が支援。
- ・具体的には自治体の窓口業務や保育所の入所選考手続きにAI活用の導入化を構想。
- ・2019年4月以降、子育て支援・ゴミ出し・税金などの情報提供をAIとのチャット方式で提供本格化。

グローバル化に翻弄されない地域農業政策も生み出されてきているが…

- 【北海道】 = 「北海道主要農産物等の種子の生産に関する条例」 2019年4月1日施行。
- 【山形県】 = 「山形県主要農産物種子条例」 2018年10月16日議会で可決。
- 【埼玉県】 = 「埼玉県主要農作物種子条例」 2018年4月1日。
- 【新潟県】 = 「新潟県主要農作物種子条例」 2018年4月1日施行。
- 【富山県】 = 「富山県主要農作物種子生産条例」 2019年1月1日施行。
- 【福井県】 = 「福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例」  
2019年4月1日施行。
- 【岐阜県】 = 「岐阜県主要農作物種子条例」 2019年4月1日施行。
- 【兵庫県】 = 「兵庫県主要農作物種子生産条例」 2018年4月1日施行。
- 【宮崎県】 = 「宮崎県主要農作物種子生産条例」 2019年4月1日施行。
- 【長野県】 = 「長野県主要農作物種子条例」 2020年4月1日施行。
- 【鳥取県】 = 「鳥取県農作物種子条例」 2019年6月28日県議会で可決。中四国で初。